

西井勝議員に対する辞職勧告決議

西井勝議員は、平成24年1月1日午後、大阪狭山市の市道交差点において、自動車を運転中にミニバイクと衝突し、運転していた女性にけがを負わせたうえそのまま逃走したとして逮捕され、同12日、大阪地方検察庁堺支部より、自動車運転過失傷害罪と道路交通法違反（救護措置義務違反）で起訴された。

その後、2月20日に初公判があり、西井勝議員は、上記起訴事実について争わないことを表明し、更には被告人質問において飲酒運転についても認め、3月8日の論告求刑公判において、検察当局から懲役10月を求刑されたものである。

この間、西井勝議員は、議会運営委員会委員及び健康福祉委員会委員長の職を辞職したものの、西井勝議員の行った行動は、市議会議員として、また、社会人として決して許されるものではなく、堺市議会に対する市民の信頼を著しく裏切るものである。

以上のことから、西井勝議員に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する。

平成24年3月23日

堺市議会